

## 弥富市と愛知学院大学との連携協力に関する包括協定書

弥富市（以下「甲」という。）と愛知学院大学（以下「乙」という。）は、相互の連携と協力に関して、次のとおり包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、包括的な連携のもと幅広い分野において相互に協力することにより、地域が抱える諸課題に取り組み、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 弥富市のまちづくり及び地域の活性化に関すること
- (2) 知的資源及び物的資源の相互活用に関すること
- (3) 地域社会を担う人材の育成に関すること
- (4) 社会課題に関する調査研究に関すること
- (5) その他両者が協議して必要と認めること

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的な情報交換及び協議を行うものとする。

### （確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

### （協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、両者協議の上、本協定の変更を行うものとする。

### （期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めるとはできない。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本連携協力事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、相手方の承認を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に規定する秘密保持の責務を負うものとする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地  
弥富市

弥富市長

安藤正明

乙 愛知県日進市岩崎町阿良池12番地  
愛知学院大学

学長

引田弘道